

会社法における 株主総会決議の基本

制度調査部
堀内勇世

「会社法」の焦点シリーズ 14

【要約】

今年6月29日に「会社法」が成立し、7月26日に公布された。

この会社法は、現在、株式会社などの会社に関する規制が商法などのいくつかの法律に散らばっているのをまとめるとともに、現在の社会経済情勢にあうように改正を施したものである。

会社法において、株主総会は株主の議決権行使により決議を行う。この決議は要件の違いから、大きく、普通決議、特別決議、その他の特殊な決議の3つに分けられる。

ここでは、会社法における普通決議、特別決議を見てゆく。定款に特別な規定がない会社において、全議決権が行使されたとした場合、普通決議なら過半数の賛成で、特別決議なら3分の2以上の賛成で決議が成立するとされている。

・株主総会の決議と議決権の保有割合

来年（平成18年、2006年）5月に施行される予定の会社法における「株主総会の決議方法」は、大きく3つに分かれる。

普通決議、特別決議、その他の特殊な決議の3つである。定款に特別な規定がない会社において、全議決権が行使されたとした場合、普通決議なら過半数の賛成で、特別決議なら3分の2以上の賛成で決議が成立する（その他の特殊な決議については、複雑なのでここでは割愛する）。

これを別の面から見ると、株主がどれだけ議決権を占めていれば、株主総会の決議を左右できるかという面から見ると、次のようになる。

< 議決権の保有割合 >	< 株主総会決議に与える影響 >
3分の2以上	特別決議を成立させられる。
過半数	普通決議を成立させられる。
半数以上	普通決議の成立を阻止できる。
3分の1超	特別決議の成立を阻止できる。



以下においては、普通決議、特別決議について、より詳しく見ていく。なお、会社法の「公開会社」を念頭においている（注1）。

（注1）会社法の「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである（会社法2条5号）。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

．「普通決議」

1．定足数、議決について

（1）会社法における原則

普通決議の要件は、会社法では原則として次のように規定されている（会社法309条1項、341条）（注2）。

定 足 数 ^{（注3）}	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席
議 決	出席した当該株主の議決権の過半数の賛成

（注2）会社法の中では、「普通決議」という用語は用いていない。

（注3）定足数とは、議事を行いその意思を決定するのに必要な最小限度の出席数のことである。

（2）定款による変更

1) 一般

定款で別段の定めが可能とされている（会社法309条1項）。

例えば、定足数の要件を完全に排除して、単に出席した株主の議決権の過半数の賛成で成立すると定めることも可能と考えられている（注4）。

（注4）長島・大野・常松法律事務所編「アドバンス新会社法」（商事法務、2005年）の286条参照。

2) 取締役の選・解任など

取締役の選・解任、会計参与の選・解任、監査役の選任については、会社法341条という特別の規定が存在している（注5）（注6）。そこでは次のように規定されている。

定 足 数	<p>原則、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席。</p> <p>しかしながら、定款で「過半数」とあるところを3分の1以上の割合を定めて変更することができる。つまり、定足数を緩和する場合には、3分の1までしか引き下げることができない。</p>
議 決	<p>原則は出席した当該株主の議決権の過半数の賛成。</p> <p>しかしながら、定款で、上記の「過半数」とあるところをそれよりも大きな割合を定めて変更することができる。例えば、「出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成」(cf.特別決議)とすることも可能である。</p>

(注5)累積投票による取締役の選任などの例外があることに注意(会社法309条第2項7号、342条等参照)。なお、ここでいう累積投票とは、次のような制度である。

2人以上の取締役を同一の株主総会で選任する場合、株主は、その有する株式1株(単元株株数を定款で定めている場合、1単元の株式)につき、その株主総会で選任する取締役の数と同数の議決権を有する。

この場合、株主は、1人のみに集中的に投票することも、2人以上に分けて投票することもできる。

投票の最多数を得た候補から順次取締役に選任される。

(注6)監査役の解任は、特別決議とされていることに注意(会社法309条2項7号)。

2 . 決議事項例

決議事項としては、例えば次のものが存在する。

決議事項	根拠規定
株主総会決議による自己株式の取得(会社法160条1項により特定の者からの取得する場合を除く)	会社法156条等参照
株主総会に提出された資料等を調査する者の選任	会社法316条等参照
株主総会の延期または続行	会社法317条等参照
取締役の選任	会社法329条、341条等参照
取締役の解任	会社法339条、341条等参照
会計参与の選任	会社法329条、341条等参照
会計参与の解任	会社法339条、341条等参照
監査役の選任	会社法329条、341条等参照
会計監査人の選任	会社法329条、341条等参照
会計監査人の解任	会社法339条等参照
取締役の報酬(定款で定めていない場合)	会社法361条等参照
監査役の報酬(定款で定めていない場合)	会社法387条等参照

責任軽減後の取締役等に対する退職慰労金の支給等の取扱い	会社法 425 条 4 項・5 項、426 条 6 項等参照
計算書類の定時株主総会での承認(会計監査人設置会社の特則を定める会社法 439 条の場合を除く)	会社法 438 条等参照
株主総会で剰余金の分配を決議する場合(現物配当を除く)	会社法 454 条 1 項等参照
株主総会で現物配当を決議する場合(株主に金銭分配請求権が与える場合に限る)	会社法 454 条 4 項等参照
法的準備金の減少	会社法 448 条等参照

・「特別決議」

1 . 定足数、議決について

(1) 会社法における原則

特別決議の要件は、会社法では原則として次のように規定されている(会社法 309 条 2 項)^(注7)。

定 足 数	議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席
議 決	出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成

(注 7) 会社法の中では、「特別決議」という用語は用いていない。

(2) 定款による変更

特別決議の要件を、定款で次のように変更することができる(会社法 309 条 2 項)。

定 足 数	原則、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席。 しかしながら、定款で「過半数」とあるところを 3 分の 1 以上の割合を定めて変更することができる。つまり、定足数を緩和する場合には、3 分の 1 までしか引き下げることができない。
議 決	原則、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成。 しかしながら、定款で、上記の「3 分の 2」とあるところをそれよりも大きな割合を定めて変更することができる。 また、定款で、上記の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成が要する旨その他の要件を定めることができる。

2 . 決議事項例

決議事項としては、例えば次のものが存在する。

決議事項	根拠規定
会社法 160 条 1 項により特定の者からの自己株式を取得する場合	会社法 309 条 2 項 2 号、160 条 1 項等参照
株式併合	会社法 309 条 2 項 4 号、180 条等参照
第三者に対する新株の有利発行など	会社法 309 条 2 項 5 号、199 条、201 条等参照
第三者に対する新株予約権の有利発行	会社法 309 条 2 項 6 号、238 条、240 条等参照
監査役の解任	会社法 309 条 2 項 7 号等参照
株主総会による取締役・監査役・会計監査人等の責任軽減	会社法 309 条 2 項 8 号、425 条等参照
資本金の額の減少(一定の要件をみたした場合を除く)	会社法 309 条 2 項 9 号、447 条等参照
株主に金銭分配請求権が与えないで行われる現物配当	会社法 309 条 2 項 10 号、454 条 4 項等参照
定款変更(一部の定款変更を除く)	会社法 309 条 2 項 11 号、466 条等参照
事業の全部の譲渡などの承認決議	会社法 309 条 2 項 11 号、467 条等参照
株主総会決議による会社の解散	会社法 309 条 2 項 11 号、471 条等参照
合併・会社分割・株式交換・株式移転の承認決議	会社法 309 条 2 項 11 号、783 条、795 条、804 条等参照